IP 通信網サービス契約約款 別冊(シェアード I P -	- PBXサービス) 【現改比較表】2023 年 1 月 16 日現在
~2023年1月15日	2023年1月16日~

		1 (4 4 4 4 4	
(令和5年1月1日現在	<u>E) </u>	(令和5年1月16日日	<u>現在)</u>
目次 (略)		目次 (略)	
第1章 総則		第1章 総則	
第1条(略)		第1条(略)	
(用語の定義)		(用語の定義)	
第2条 (略)		第2条(略)	
用 語	用 語 の 意 味	用語	用 語 の 意 味
1~17 (略)	(略)	1~17 (略)	(略)
18 Universal One 利用回線	当社のUniversal Oneサービス契約約款(第 1 編に限ります。)に規定するUniversal Oneサービス第 1 種に係る契約者回線等(次に掲げるものに限ります。ただし、令和 2 年7月1日付でUniversal Oneサービス契約約款(第 4 編)に規定するイーサネット通信サービスから契約移行したものを除きます。)であって第 6 種シェアード I P - P B X 契約に係るもの (1) (2)以外のもの A ギャランティアクセスに係るもの B ギャランティ(センタエンド)アクセスに係るもの C バーストアクセスに係るもの	18 Universal One利用回線	当社のUniversal Oneサービス契約約款 (第 1 編に限ります。)に規定するUniversal Oneサービス第 1 種に係る契約者回線等 (次に掲げるものに限ります。ただし、令和 2 年7月1日付でUniversal Oneサービス契約約款 (第 4 編)に規定するイーサネット通信サービスから契約移行したものを除きます。)であって第 6 種シェアード I P - P B X 契約に係るもの (1) (2)以外のもの(ただし、D~Fについては、カテゴリー1のタイプ1のプラン2に係るものに限ります。)。 A ギャランティアクセスに係るもの B ギャランティ (センタエンド)アクセスに係るもの C バーストアクセスに係るもの D ベストエフォートアクセスに係るもの
	 (2) I Pセントレックス番号のうち、I P電話番号のみを利用可能なもの A ベストエフォートアクセスに係るものB ベストエフォート(ライト)アクセスに係るものC ベストエフォート(IPoE)アクセスに係るもの 		E ベストエフォート (ライト) アクセスに係るもの F ベストエフォート (IPoE) アクセスに係るもの (2) I Pセントレックス番号のうち、I P電話番号のみを利用可能なもの(ただし、カテゴリー1のタイプ1のプラン2に係るものを除きます。)。 A ベストエフォートアクセスに係るものB ベストエフォート (ライト) アクセスに係るものC ベストエフォート (IPoE) アクセスに係るもの

19~48 (略) (略)	19~48 (略) (略)
第2章~10章(略) 別記、料金表、料金表別表1、料金表別表2(略)	第2章~10章(略) 別記、料金表、料金表別表1、料金表別表2(略)
	▲ I P通信網サービス契約約款 共通編 <u>附 則 (令和4年12月12日 CAS1サ第00993748号)</u> この改正規定は、令和5年1月16日から実施します。